

諮問第 2 号

政務活動費の返還命令に係る返還金の督促に関する処分に係る審査請求
について

政務活動費の返還命令に係る返還金の督促に関する処分について、次のとおり
審査請求があったので、地方自治法第231条の3第7項の規定により諮問
する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

1 審査請求人

* * *

2 審査請求の年月日

令和 4 年 4 月 5 日

3 審査請求の趣旨

川崎市長による次の督促に関する処分（以下「本件処分」という。）を取り
消すとの裁決を求める。

督促状発行日 令和 4 年 1 月 1 2 日

金 額 9 9 , 6 9 2 円

納 入 事 由 令和 2 年 2 月 3 日付けで交付の決定をした令和元年度分
の政務活動費に関する、川崎市議会の政務活動費の交付
等に関する条例（以下「条例」という。）第 1 4 条の規
定に基づく令和 3 年 1 2 月 3 日付けの返還命令に係る返

還金

4 審査請求の理由

- (1) 令和３年１２月３日付けで川崎市長が審査請求人に対して行った、令和元年度分の政務活動費のうち、事務所費として支出された経費の一部についての令和２年２月３日付け政務活動費交付決定の一部取消し及び返還命令（以下「本件返還命令」という。）は、当該経費を政務活動費として支出することに問題がないことから条例第１０条の規定に違反し、根拠がなく違法であるから取り消されるべきものであるところ、違法である本件返還命令を前提とする本件処分も、根拠がなく違法であるから取り消されるべきものである。
- (2) 審査請求人は、本件処分により条例第１条に規定する川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費の交付を受ける権利を侵害されている。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 令和2年2月3日、審査請求人は、同月及び同年3月の政務活動費の交付申請を行い、同日、川崎市長（以下「市長」という。）から交付決定がなされた。
- 2 ****
*****川崎市監
査委員から市長に対し、当該政務活動費のうち事務所費として支出された経費の一部について返還請求を行う必要があるとして、市長はその支出について妥当性を検証し、政務活動費を充てるべきではない経費であったと認められた場合には審査請求人に対して期限を定めて返還を求めるなど、必要な措置を講じられたいとする旨の勧告がなされた。
- 3 令和3年12月3日、市長は、審査請求人に対し、令和元年度分の政務活動費のうち、事務所費として支出された経費の一部について、上記1の交付決定の一部取消し及び返還命令（以下「本件返還命令」という。）を行った。
- 4 令和4年1月12日、市長は、審査請求人に対し、本件返還命令に係る返還金の督促に関する処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 5 本事件は、本件返還命令が違法であることから、本件返還命令を前提とする本件処分も根拠がなく違法であること等を理由として、本件処分の取消しを求めるため、審査請求がなされたものである。